

京の森林文化を守り育てる支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、京の森林文化を守り育てる支援事業（以下、「事業」という。）について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下、「規則」という。）及び豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、地域の自治活動を行う団体又は森林等を保全する活動を行う団体とする。

第3 事業内容

事業内容は、府内において行う次に掲げる取組で、知事が事業の趣旨に合致すると認めたものとする。

- ①神社、仏閣などの歴史的遺産と一体となって、地域で大切に守られてきた森林の保全事業
- ②古道や山城跡などの文化遺産や伝説・伝承の舞台となった森林の保全事業
- ③府内の伝統行事に用いられる植物を育成するための森林の保全事業
- ④府内の伝統産業の素材に用いられる植物を育成するための森林の保全事業
- ⑤地域のシンボルとして親しまれている名木や古木など樹木の保全事業

第4 補助金の額

補助金の額は100万円以内とし、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

第5 補助対象経費

事業の補助の対象となる経費は、事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費及び備品購入費（汎用性のあるものを除く。）とする。ただし、補助事業者の運営に係る経常的な経費や個人給付的な経費、用地取得に要する経費のほか、知事が別に定める経費は対象外とする。

第6 事業計画書の提出

事業を実施しようとする者は、知事が別に定める期間内に、事業計画書（別記様式）を知事に提出するものとする。

第7 事業実施候補者の決定

知事は、第6により提出のあった事業計画書の審査を行い、特にその効果が高いと見込まれる事業について採択することとし、採択の結果について通知するものとする。

第8 軽微な変更

要綱第5条に規定する軽微な変更は、事業内容の変更を伴わないものであって、補助対象経費の増額又は30パーセント以内の減額とする。

第9 事業の着手

補助事業者は、補助金の交付決定がされた後でなければ事業に着手してはならない。ただし、やむを得ない事由により交付決定前に対象事業に着手する必要がある場合には、別に定める交付決定前着手届をあらかじめ知事に提出し、事業に着手することができる。

この場合、交付決定通知を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任となること、交付決定を受けた額が交付申請額に達しない場合があること及び着手から交付決定を受けるまでの期間内において計画変更を行わないことを了知の上で事業に着手するものとする。

第10 実績報告

要綱第6条に規定する実績報告書は、事業実施報告書、事業収支決算書、事業状況写真、対象経費を支払ったことがわかる資料、その他知事が必要とする書類を添え、事業完了後遅滞なく知事に提出しなければならない。

第11 検査

知事は、事業完了後に提出された実績報告書、関係書類及び完了写真等に基づいて、書類検査及び必要に応じて現地検査により完了検査を行うものとする。

第12 書類の提出等

補助事業者が知事に提出する書類の部数は2部とし、事業実施地域を所管する広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあつては京都林務事務所長）を経由するものとする。

第13 書類の整備

補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これら書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第14 財産の管理及び処分

補助事業者は、補助対象事業が完了した後も補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、知事が別に定める様式により台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
- 3 規則第19条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。
- 4 知事は、規則第19条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

第15 豊かな森を育てる府民税のPR

補助事業者は、事業の実施において、豊かな森を育てる府民税の活用に係るPR活動を計画するものとする。

第16 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月24日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

別記様式 事業計画書（要領第6関連） [省略]